

令和２年６月１２日第２回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第４日）			
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (０名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総 務 課 長 三 好 浩 之	まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危機管理対策監 弥 永 正 一	
	建 設 課 長 森 園 敦 志	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 中 島 洋	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主事 松 田 望	

議事日程 令和2年6月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第36号～議案第41号)

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	2番 大川徹也	1. 新型コロナウイルス感染症対応について 2. 農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴について 3. 女性活躍・ハラスメント規制法関連について 4. 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について

日程第3 議案審議

議案第32号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第33号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第34号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第35号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 議案第36号 上峰町農業委員会委員の任命について

日程第8 議案第37号 上峰町農業委員会委員の任命について

日程第9 議案第38号 上峰町農業委員会委員の任命について

日程第10 議案第39号 上峰町農業委員会委員の任命について

日程第11 議案第40号 上峰町農業委員会委員の任命について

日程第12 議案第41号 上峰町農業委員会委員の任命について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1．追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

追加議案の提案をさせていただきます。

議案第36号 上峰町農業委員会委員の任命について。

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所610番地3。

氏名 高島 正典。

生年月日 昭和23年8月27日。

平成29年6月12日提出。

上峰町長 武廣勇平。

続きまして、議案第37号 上峰町農業委員会委員の任命について……（「町長、提出は令和2年です、先ほどの提出年月日は令和2年で」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。大変申し訳ございません。令和2年6月12日提出、上峰町長武廣勇平でございます。失礼しました。訂正しておわび申し上げます。

続きまして、

議案第37号

上峰町農業委員会委員の任命について

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田2250番地2

氏名 平井 繁利

生年月日 昭和27年2月21日

令和2年6月12日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第38号

上峰町農業委員会委員の任命について

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地90

氏 名 石川 富美夫

生年月日 昭和24年10月6日

令和2年6月12日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第39号

上峰町農業委員会委員の任命について

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1523番地36

氏 名 末次 憲昭

生年月日 昭和21年11月28日

令和2年6月12日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第40号

上峰町農業委員会委員の任命について

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤653番地

氏 名 土井 信子

生年月日 昭和25年2月7日

令和2年6月12日 提出

続きまして、

議案第41号

上峰町農業委員会委員の任命について

下記の者を上峰町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1524番地の2

氏 名 千々岩 正明

生年月日 昭和26年2月10日

令和2年6月12日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、追加議案の提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

以上で提案理由の説明を終わります。

次へ進みます。

日程第2 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第2. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

2番大川徹也議員、お願いいたします。

質問事項の1番の中の質問要旨の2番、当町小・中学校における遅れた学習内容の取り戻しの計画内容はということから質問をお願いします。

○2番（大川徹也君）

先日から引き続き、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年度は、この新型コロナウイルス感染症対策の一連において、高校の体験入学がないということでお伺いをしております。進路相談に工夫が求められているかと思いますが、教育委員会としてはどのような工夫を考えているのでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの大川徹也議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨日申しましたように、今年度は新型コロナウイルスの影響を受けまして、各県立高等学

校におきましては、夏休み期間中を通して行っております中学３年生を集めた体験入学というものを取りやめるということになっております。３密を避けるということでの致し方ない御判断だと思います。

それに代わりまして、いかにして子どもたちにリアルな高校の情報を、あるいはシステムを提供して学習をさせていくかということが中学校には課せられているところであります。

上峰中学校の場合はこの間、お答えしてまいりましたオンライン授業をつくるに当たっての通信のシステムが確立されている状況でございます。中学校のほうではそれを利用しながら、実際に先生方、もしくは高校からの提供を受けながら、高校の情報を、映像もしくは音声も含めてですね、取り込みながら中学校のほうに持ってきて、それで子供たちに提供する、見せたり視聴させるというようなことを１つは考えていらっしゃると思います。

それから、毎年、県立高校１回、私立高校も１回は当該高校の先生方に来ていただいて、中学校３年生とその保護者も含めて説明会を実施しておりましたけれども、それについても行き方をもう少し分散させて、時間を増やすとかいうような工夫をしながら、丁寧な情報提供をしていきたいというふうに今のところ考えているようでございます。

○２番（大川徹也君）

人生の中で大きな変化の、今後の人生を決める上で大きな変化の時期である高校入学について、生徒たちがよい判断ができるように、十分な情報提供ができるように、よろしくお願いしたいと思います。

これでこの項の質問を終わります。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の２番、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴について、質問要旨１番、当町が行なった告訴の受理、不受理の結果はということで、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。大川徹也議員御質問の質問事項２、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴について、要旨１、当町が行なった告訴の受理、不受理の結果は、について答弁させていただきます。

この大字堤地区農地・水・環境向上協議会の不正受給につきましては、平成29年７月27日に、７月26日付けで区長６名、生産組合長３名ほか、38名の有志一同が署名捺印した証明書が提出され、提出された証明書の内容は、「私ら各人は、平成19年に創設、発足したとされる大字堤地区農地・水・環境向上協議会の構成員とされるものです。しかし、私たち各人は、平成29年４月になるまで本件協議会の存在すら知らず、構成員になることについて承諾したこともありません。もちろん、本件協議会から通知、連絡があることもなく、本件協議会が

交付を受けたとされる補助金等についても聞いたこともありません。本協議会は、総会を1回も開かれておりませんし、補助金の使い道などについての話し合いなど1回もあっていません。ごく一部の者らで勝手に運営されてきたとしか考えられません。私らは、本件協議会に関する書類を見たことも、書類に署名、押印したこともありません。以上、間違いありませんので、証明します。」としたものでございました。

この問題発覚後の平成29年8月7日と23日には、町議会全員協議会にて、大字堤地区農地・水・環境保全向上協議会に対する措置を御説明申し上げたところでございまして、内容といたしましては、堤地区協議会の行為が不正受給や詐欺などに法的に相当するか、事実関係の整理を含め、法律専門家へ委託する等の、などの説明をいたしたところでございます。

このような流れによりまして、弁護士と相談の上、今後、係争に関する一切の、係争に発展すると思われる一切の答弁を差し控えさせていただくところでございます。

今後につきましては、規定に基づくようなところでも、表現により町民の方に誤解を与えるようなところがありますので、丁寧かつ慎重な対応が必要であると考えており、様々な要因を、多面的、複合的に勘案し、弁護士を交えて鋭意協議して進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

この告訴の件についてなんですが、受理、不受理の結果はいつ報告するんですか。いつの時期まで答弁しないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

先ほどの答弁のとおりでございます。詳細につきましては、係争の案件でございますので、一切答弁できませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

町長に答弁ということをお願いしているんですが、そもそもこの係争費用ですね、誰が捻出するんですか。

○町長（武廣勇平君）

先ほど議員からの御下問に対しまして、課長が御奉答申し上げたとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

係争の費用も、現在相談している法律専門家、いわゆる弁護士に相談している費用も公費ですよ。これは、議会の議決、必要ですよ。私たちがこういう大きな問題を係争の具体的な中身は今後明らかになっていくでしょう。ただ、その前の段階の2年半たったこの時点で、受理、不受理、みんな関心があると思います。また、知る義務があると思います。町のことですもん。個人的なお金を使ってやっているわけではないです。町としてこれを行って

いるんです。答弁を、町長お願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほどから繰り返し申ししますが、予見できることが情報として類推されることも、この事案については慎重に考えなければいけないという視点から、考え方から、先ほど課長が御答弁を申し上げたとおりだということで御理解いただきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

昨年12月です。定例議会において同様の質問を私いたしました。実際に、この交付金の返還が昨年10月10日に完了しています。おおよそ返還額は、町の分合わせると22,000千円ほどになると伺いました。そして、その後の対応について、産業課長の答弁では、大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会に対して補助金の返還を求める手続きを行っていくことになりますと、具体的に答弁を下さいました。この受理、不受理を伝えることが、どれだけマイナスになるのか、私には見当もつきません。ただ、町民の皆さん方や町議会の、代表する町議会の一人として、改めて教えていただきたく存じます。2年半です。2年半、何も報告がないというのは、私は不信感を拭えません。どうぞ教えてください。

○町長（武廣勇平君）

大変恐縮ですが、繰り返し申し上げさせていただきますけれども、先ほど議員の御下問に對しまして、課長が御答弁、御奉答申し上げたとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

今回のこの件に関して、町執行部が執る答弁については、私は不誠実であると思います。法的なことです。町全体としてやっていることです。公費を使っています。執行部、議会、そして町民の皆さん、この件に関しては知る権利がありますし、義務もあるのではないかと思います。

最後に、残念ですということをつけ加えまして、この質問の項を終わります。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、女性活躍・ハラスメント規制法関連について、質問要旨の1番、当町役場における女性活躍及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等ハラスメントの実態とその防止の取組みの内容はということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項3、女性活躍・ハラスメント規制法関連について、質問要旨1という御質問に対し、お答えいたします。

当町役場における女性活躍ということでございますが、現在の管理職における女性の状況は、課長職14人のうち3人、21.4%。副課長職9人のうち4人、44.4%が女性であります。

管理職全体で見ると23人中7人、30.4%が女性であり、2019年度の県内平均の2倍強の数値となっており、ほかの自治体に比べて女性活躍の場が設けられていると思っております。

次に、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど、ハラスメントの実態ということでございますが、現在までに申立てはあっており、そのような事実は発生していないと思っているところでございます。

また、防止の取組の内容はということでございますが、昨年は管理職を対象として研修に参加しており、今年度は全職員を対象として研修への参加や開催を検討しているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

このような女性活躍の場は、今後も大いにそういう機会、環境づくりを町としても取り組んでくださるよう、重ねて、改めてお願いをいたします。

また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、いろいろハラスメントはございますけれども、このような相談窓口や、また解決に向けたスキームは、上峰町はどうなっているのでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御質疑で、相談窓口、あとはスキームということでございますが、相談窓口としましては、総務課のほうに人事担当、部局がございますので、総務課のほうで受けるということになると思います。

また、防止に関してということでございますが、パワハラ等の研修を通じて、そういった防止のチラシと、あと、総務省からの通達等ございますので、そういったものを利用して広めていくと、職員の意識を高めていくということで対応をしているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

相談窓口があるということなので、研修を行っているということで、その取組があるのだろうということは理解しましたが、例えばスキームの構図、例えば相談窓口があって、そして、それが次は誰にこう報告して、で、何かあった場合、何かしら問題があった場合はどのような解決方法などのような、そういう構図というのは上峰町はつくっているのでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

今、処理についての御質疑かと思えますけれども、現在のところ確立されたものが確定しているわけではございませんので、今年に入ってパワーハラスメント法、規制法ですかね、というのが国のほうで法制化されておりますので、それに基づき順次、一昨年度末より、国のほうより、総務の方へ通達等が来ております。そういったものに基づき、今後、順次整備をしていくことになるかと考えておるところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

組織においては、やはり苦情に関して、組織内で言いづらいということはどこの組織にもあると思います。しかし、それをそのままにしておくのは、その組織にとって非常に不利益になると思います。その組織の改善のためにも、ハラスメントの解決と、また、その防止の取組のために、きちっとした計画が、そういう構図が分かる計画書が町職員に認知されれば、予防や、また解決、そして、よりよい働く職場としての成長といいますか、そういったものが期待される場所だと思いますので、ぜひとも今、その、課長の御発言にあったように、できるだけ早い段階でその計画に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、この項については質問を終わります。次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について、質問要旨の1番、今年も予想される豪雨に関して当町における水災害対策の中身は、執行部の御答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

皆様おはようございます。大川徹也議員の質問事項4、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について。質問要旨1、今年も予想される豪雨に関して当町における水災害対策の中身はという御質問に対し、お答えいたします。

他の議員からも同様の質問がございますので、同様の答弁となりますことを御了承のほどお願いいたします。

まず、道路の対策としましては、碓地区につきましては、集落南の町道、江越碓線。前牟田地区につきましては、町道老松米多線の冠水対策工事を実施しています。また、野間口周辺につきましては、南東部の町道について冠水対策工事を実施しており、この延長部分を今年度実施予定です。

対策の現状としましては町南部における部分的なものとなっていますが、冠水箇所が広域に及んでいますので、状況を見ながら、順次、対策を施していければと考えています。

次に、河川の対策につきましては、佐賀県東部土木事務所長に対し、佐賀県の管理河川のしゅんせつの要望活動を5月20日に計画しておりましたが、コロナ禍の影響による先方の業務方針もあり、延期せざるを得なくなりました。新型コロナウイルスの感染状況もございますが、状況を見ながら、引き続き要望活動を計画してまいりたいと思っております。

なお、佐賀県東部土木事務所における対策状況としまして、切通川においては、災害復旧やしゅんせつを含む河道の掘削、竹・木の伐採、堤防の補強等、井柳川においては災害復旧、しゅんせつを含む河道の掘削がなされております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

先ほど建設課長より答弁がありました大字前牟田地区、江迎地区の道路についての約3か所の冠水対策工事の中身を教えてください。

○建設課長（森園敦志君）

先ほど、大川徹也議員から冠水対策工事の具体的な中身ということでございましたので、答弁差し上げます。

碓地区集落南の町道江越碓線につきましては、冠水の水深が深く、水路と圃場の境界が分からず、危険な状態というところもございまして、全体的なかさ上げの工事を行っております。

前牟田地区の老松米多線につきましては、こちらのほうも道のほうが少し低くなっておりまして、そちらのほうに水がたまりまして、車が通るたびに近隣の家屋や店舗等に波が打ち寄せるような形で土間に浸水というような状態があったというところで、そちらのほうもかさ上げの工事を行っております。

野間口地区につきましても、こちらと同じく冠水の水深の深さが深く、場所によっては家が孤立するというような状態もございましたので、こちらのほうもかさ上げの、道路のかさ上げの工事を実施したというところでございます。

以上、議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

町内3か所、確かに、前牟田・江迎地区、冠水箇所が特徴的に程度が大きいので、優先して行うべきところだと思います。と同時に、町内にはその他の箇所も冠水箇所、または土砂崩れなどの予想される上峰町北部地域のそういう土砂崩れなどの問題も、おそれもある箇所もありますので、重ねて町全体を見回されて、優先順位をつけながらも迅速に、その対応に当たっていただきたいと思います。

続きましてしゅんせつについてなんですが、他の同僚議員も、複数の同僚議員も、しゅんせつについて要望をしておりますけれども、しゅんせつの陳情が5月20日計画をされていたということで、そのこと自体は、要望するということ自体は本当に望むところですが、5月20日で今年の5月20日のことですか。

で、昨年、大雨災害があった後、9月議会や12月議会などでこのしゅんせつの件出ていました、要望が出ていました。で、お忙しい、いろいろ忙しいのは重々承知しているんですが、町の大きな使命は、やはり町民が被害が、町民に被害が及ばないこと、また、町民が不利益を被らないことをやはり優先してやる媒体、そういうところだと思っていますので、もう、1年本当にあつという間に来ます。あつという間にまたその時期に来ました、今年も。未然にやはり防ぐために、やはりこういった農作物や人命に、また家屋の損害に関わるような、

予想される今回の、予想されるこういう天災に関して、もっと迅速に、他の県や、県などと協力して行っていただきたいと思います。建設課長の答弁をお願いします。

○建設課長（森園敦志君）

大川徹也議員からの御質問で、一日も早い対応のほうを願うといえますか、そういったお話でございました。もちろん、町のほうとしましても、今の状況はかなり深刻ということで認識はいたしております。

ただ、いたずらに冠水箇所を高めたりとかいう方法を取りますと、またほかのところに新たな冠水箇所が発生したりとか、かえって流下するスピードが遅くなったりとか、そういった想定外といえますと、なかなか予測が難しいような部分もございますので、地域の方々ともお話を密に重ねながら、そういった方向で進めていければということでは、そういった思いはございます。

以上でございます。

○副町長（森 悟君）

先ほどから大川徹也議員の御質問に対しましてから、今、建設課長のほうが御答弁申し上げましたところでございますが、私のほうからは補足といたしましてから、まさに今2つのポイントで議員御質問だったかなと思って、私のほうも整理をいたしたところでございます。

まず第1は、町内の道路の冠水についてのことでございます。これは本当に、町民の方々の安心・安全を守る意味でも、道路の大雨どきにおける冠水、これは大きな問題でございますので、これにつきましては私ども建設課ほか、関連の課一体となって対応に努めているところでございましてから、今回は3つの箇所につきまして冠水かさ上げ工事を行ったところでございまして、また、これに引き続いて、今後も必要な箇所があればしっかり対応をしていきたいというのは先ほど建設課長が申し上げたとおりでございます。

あとは、きっちり道路の、交差点等のコントロールポイントを見極めながら、全体的にどのような改良、改修を行っていったが一番効果的かということで先ほど課長のほうも申したわけでございますので、これにつきましては一緒になって、町一緒になって、対応をしていきたい、今後もですね。そのように考えます。

第2点目の河川、これにつきましては主要河川4河川、県営河川でございますので、これは前回の議会の中でも私も申し上げましたとおり、議会の方と一緒に、私ども行政、主体的に県等に働きかけて、そして、一日も早く町内の県営河川の掘削——今堆積土がございまして、その掘削。そして、そこに生えているヨシ、アシ、流竹木、竹、このようなものがございまして、ここもきっちり撤去をする、そのような改修工事を一刻も早くしていただくように、今後も努めて、働きかけをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（大川徹也君）

このような大雨災害が3年ほど続いております。そして、執行部のほうも、よく災害箇所に関して認識をしていることと思いますが、前向きにももちろん取り組んでおられるということも分かります。と、同時に、町全体のその計画です。計画的にこれを計画として行っていくつもりはありますか。今回は、あっ、ここがとか、いわゆる、悪い言い方かもしれませんが、場当たりの、今回はここはひどかったねと、今回はあそこだねというやり方もあるんでしょうけど、やはりこういう大きな組織がみんな平等に、な観点から物事を進めていくには、やはり計画が必要かと思うんですが、その計画をつくることについてはいかが思われますか。

○副町長（森 悟君）

ただいま大川議員のほうから、こういった町全体の改修、改良計画についての御指摘がございました。これにつきまして、先ほど来、建設課長も申していますように、まず、私も今まで、昨年も、一昨年もですね、冠水箇所がございました。ここについては、もうしっかり把握している状況でございます。あとは未曾有の、最近ではゲリラ豪雨と申しますが、そのような、ここ10年前まではなかったような大雨、気象状況の変動で大雨が起きております。そのことによって、私も今まで、私も長い経験、行政経験が長うございますけれども、道路の、本当に構造的に排水する能力というのは、もうこれは限られてございますが、そこをしっかりと国、国交省の指針に基づいて、各自治体施工しております。それが20年から50年という確率、そして、それをもっと超えるような確率において、最近は大規模河川の改修について計画を持っております。ただ、道路については、そこまでの大きな確率については、国も申し合わせて、今、そこまでは策定していないというのが現状でございます。これはもう、時間雨量60ミリとかいうのが今までの基本でございましてから、それを100ミリ（237ページで訂正）ぐらいは対応するようなものが今望まれておるんですけれども、それが全体的にできるかという、そこまでの、その日本国内、状況ではない。

したがって、まずは大規模河川をしっかりと、氾濫しないように、地域に氾濫しないようにということで国が、今、改修計画を持って進めております。あとは、各自治体がそれに結びつく側溝ですね、水路を今しっかりと今後つくっていく。ただそれも、時間、お金がかかりますので、国交省の補助事業等、私もしっかりと見極めた上でそれに乗っかって、そして町内の皆様方の安全・安心のため、安心・安全のための道路改良計画というのを、そこでしっかりしていくべきかなと思っておりますので、現段階では持ち合わせておりませんけれども、今後しっかりと、どこをどのように路線的に手をつけていった方がいいかということは、建設課を中心として今からやっていく必要はあろうかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

ぜひ、県、国と連動して、計画的にこの水害対策に取り組んでいただきたい、要望を改めて申し上げます。

この質問要旨1についてはこれで終わります。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、当町におけるブラジルチドメグサやホテイアオイ等の外来水生植物の生態系被害防止の計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大川議員のお尋ねでございます。

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について。②当町におけるブラジルチドメグサやホテイアオイ等の外来水生植物の生態系被害防止の計画はということでお尋ねでございます。

吉田議員からも御質問が上がってございました。内容は重複するかもしれませんが、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

本町において、先日、私自身も前牟田地区、江迎地区を中心に、各農業用水路等をつぶさに見て参ってきたところでございます。

前牟田地区につきましては、日頃からの維持管理を、農地・水——失礼しました。多面的機能支払交付金を活用されて、地域内で繁茂状況を、がないように解消の努力をされておられることに加えて、集落支援員さんが人力です、御指摘のブラジルチドメグサ、あるいはホテイアオイを私はまだ確認して、できなかったですけれども、ホテイアオイも含まれているというふうにお聞きしております。こうした水草について、撤去をしていただいております。

そして、この江迎地区の幹線水路が非常に多く繁茂している状況は、実は5年前も同じことが起こってございました。この地域柄、農家の方にちょっとお聞きしたわけでありまして、そういう大きな幹線水路だったということで、地域の皆さん方で多面的支払交付金、九丁分地区や中村地区は行っているというふうには確認できておりますが、なかなかそれが実行までされるには、至るには難しいというふうなお話もお聞きしたところでございます。よって、いろいろこの外来生物法の定めであったり、その通達を読み解く中で、まず緊急的防除、私自身もこの水路に入って、水草の撤去をするところから緊急的防除を行いたいというふうを考えております。

その後に、必要であればですね、この外来生物法に基づく計画等を策定する必要があるというふうには考えております。ただし、この計画は、議員から先日も御指摘を、吉田議員から御指摘をいただきましたように、やはり地域との役割分担というものを明確に位置づけなきゃいけないのではないかとこのように思います。日頃からのやはり日常的な活動といいますか、早期発見、早期防除というものが前提となる上で、それでも対応できないところを、そうした計画に基づき、防除予算というものをつけていくということが、この指針の中にも示されておりますので、この政府の指針に基づいて、しっかりと体制をつくる、そういう意

味で私自身も地域の皆さんと協議をしながら、関わりをつくっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

以上をもちまして一般質問を終了いたします。（「議長、1つ訂正をさせてください」と呼ぶ者あり）はい、簡潔にお願いします。

○副町長（森 悟君）

どうも申し訳ございません。大川議員4番の、要旨1番の件でございます。1つ前の質問事項でございますけれども、私、量、大雨の量を60ミリ、できれば100ミリという発言をさせていただきましたけれども、時間雨量の60ミリというのは、今までも設計の中に入れておくことでございましてから、それがもっと上げればいいなという、ちょっと大げさな言葉で「100ミリ」という言葉を申し上げましたけれども、その「100ミリ」というのを訂正させていただきます。60ミリが今の設計の各自治体のおおむねの降雨量でございますので、その旨どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次へ進みます。

日程第3 議案第32号

○議長（中山五雄君）

日程第3．議案審議。

議案第32号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第33号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第33号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

日程第 5 議案第34号

○議長（中山五雄君）

日程第 5．議案審議。

議案第34号 令和 2 年度上峰町一般会計補正予算（第 3 号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3 番（原 直弘君）

予算説明書の 3 ページでございます。

款の13. 国庫支出金の中で目の 5. 民生費国庫補助金、このうちの保育対策総合支援事業費補助金の1,500千円について、事業の内容をお伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。先ほど原議員からの御質問でございますが、まず、事業内容でございますが、保育所・幼保連携認定こども園等におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子供用マスク、消毒液等の卸販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助するものでございまして、補助基準額といたしましては、1施設当たり500千円となっております。補助割合としましては、国から10分の10の補助を受けるものでございます。

以上でございます。

○3 番（原 直弘君）

事業内容については了解しました。

この中で歳出のほうなんですけど、ページ、10ページになります。

この中の民生費、先ほどの補助金の1,500千円だったんですけど、歳出的には補助金の1,200千円ということで上がっておりますので、この差額について説明をいただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

歳出と歳入の300千円の差額分でございますけれども、町内保育施設のマスクや消毒液が不足している状況の中、全国規模でマスク等が品薄状況であり、緊急を要する状況がございましたので、先行して一般会計の予備費より充当して予算確保を行い、各施設にマスクと消毒液の配付を行ったものでございます。

歳出のほうで予算計上しております1,200千円につきましては、町内 3 施設の感染予防用の備品等購入を予定しているところでございます。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○8 番（大川隆城君）

同じく、私も説明の 3 ページですね。

款の15. 県支出金の目の 4. 農林水産業費補助金、これが1,000千円、人・農地問題解決

加速化支援事業補助金というのがあります。それで、これの支出のほうを見てみますと、13ページに農業振興費で講師謝礼費等々で予算を組んでありますけれども、この内容を説明をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の、歳入の県支出金、目名の農林水産業費補助金の農業費補助金、人・農地問題加速化支援事業補助金の1,000千円につきまして、この事業の内容としましては、議会でも、質問でもお答えしておりました人・農地プランの実質化に伴うものでございます。

人・農地プランというものにつきましては、地域における農業の中心的な役割を担うことから見込まれる農業者を明確にして、地域の農業のあり方を示すというふうなところで、この人・農地プランの実質化に取り組むところで県から1,000千円の補助を受けて、その経費というふうなところで6、1、3の農業振興費のほうで振り分けて使うところでございます。

6、1、3の農業振興費に充当します内容としましては、人・農地プランのアンケートをするための通信運搬費でありますところで270千円と、その他消耗品等で71千円と、講師謝礼金で660千円のところで、計の1,000千円というふうなところでございます。この講師謝礼金につきましては、この人・農地プランの実質化に伴います話合いで、ファシリテーターとして農業委員の方にファシリテーターの役目をお願いするところで、そのファシリテーターのやり方というふうなところでの講師受講、講師を招いてのレクチャーというふうなところで組んでおるところでございます。

事業のこの内訳としましては以上でございます。

○8番（大川隆城君）

一応、対象としては農業委員会、農業委員さん方というようなことでありますが、この今言うアンケート調査ですね、それらも含めてのことだということですが、この補助金の見出しとしては農地問題解決加速化というような見出しでございますので、当然その農業委員会が関与するというか、それはいろいろ、農地間の作業の関係のお世話とか、それとか、農地専用とかいろいろありますよね。それらを全部を含めての解決、問題解決加速化ということであるかと思っておりますので、それは農業委員さん方もそうでしょうけれども、ほかの例えば、議会だっていろいろやはり、何といたしますか、知識を深めるという意味合いがございましょうから、対象としては農業委員さんが主でありながらも、そういうほかの方々もよろしいというわけですかね、その辺いかがでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問のところでございますが、講師謝礼金としまして説明しました人・農地問題加速化支援事業というふうなところで、この人・農地プランの実質化に伴います話合いの進め方の講師というふうなところでございます。

そういったところでもございますが、対象のところにつきましては農業委員の方、もちろん職員も対象。幅を広げることはできるのかなというふうなところも考えますので、今後、対象者につきましてはまたうちのほうで検討をさせていただいて、それで実施につなげていければというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

対象者については今後検討してということではありますが、今、細々とはあれですが、いろいろあってますよね、この農地に関係したことでは。やはりそれらについては、それぞれがやはりきちんとした知識を持っておる、持っておく必要があると思います。ですから、ぜひ、今、課長が言われたとおり、今言う講演なりなんなりある場合には対象者を広げて、皆さんがきちんとその辺を認識できるようにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御指摘のとおり、農業委員のメンバーも今回議会にお諮りしているところでございます。新規の、新しくもなりますし、私たち職員のほうにつきましても勉強が足りない部分もありますので、こういった講師を招いてのところでなるべく拡大して、皆さん、見識を含めるようなところを臨めればというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。（「ぜひよろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

同じところなんですけど、ここに、人・農地問題解決ということで表記されていますが、現在、上峰町におけるこの、これに関した問題というのはどういうものが事例的にあるんでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の名称で人・農地問題加速化支援事業というふうなところになっておるところでもございますが、この補助金の内容としましては、今回、人・農地プランの実質化というふうなところで、国のほうで推進をしておりますこの流れによりましての補助金でございまして、人・農地問題加速化支援事業というふうな名称でございますが、内容的なところにつきましては、この人・農地プランの実質化に特化したところのお金が今年度特別に来たところでございます。各市町、特別に定額で給付されているところで、こういったところの使い道のところで今回組立てを行って予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

同僚議員の質問に対する産業課長の答えの中で、農業委員さんを対象に講演をするという、

講師を招いて講習会を開くということなのですが、どういう問題があって解決する方法として講師を招いて勉強をするということになると思うんですが、私が今現在把握しているところでは、そういう講師を招いて講習会をせにやいかんというごたつ問題は、上峰町内にはないと思うんですが、どういう問題が発生しているからこういう講演会を開いてするのかということが聞きたいわけです。

○町長（武廣勇平君）

私、今、この人・農地問題加速化支援事業実施要綱を見て答弁をさせていただきたいと思いますが、この「10年後に抱えるであろう危機を認識・共有する」ということを主旨にこの事業はつくられております。具体的には、地域の人と農地の現状、特に近い将来の農地の出し手の状況の問題ですね。また、今後の地域を中心となる経営体、どのような形で農地を守っていくかという経営体の問題、また、中心経営体の確保ができていくかという状況、将来の農地利用の在り方、農地中間管理機構の活用ができていくか、あるいは今後の地域農業の在り方、幅広い分野で将来に備えての問題を共有し、それを人・農地問題で扱って、この解決に向けて加速化していくという国の事業でございますので、本町においてもかような問題は散見されるところでありますし、そうした、先ほど議員からの御指摘を受けまして、幅広い枠組みでこの事業を行っていききたいという産業課の答弁であったと認識しております。

○4番（吉田 豊君）

参考までにですね、ここでちょっと発言をしますが、上坊所地区にも、ちょっとそういう問題の土地があったわけですね。というのは、プールの東で所有者が福岡の方だったんです。それについては、親戚の方がですね、管理をされとったんですが、弁護士さんから、この農地に一步たりとも入ったら法的手続を取るという立札が立ったんですね。それでやめられたんですよ。上坊所地区としてどうするかということをオペレーター、利用組合のオペレーター会で会議を持ったんです。せっかく金かけて圃場整備をしたところを荒れ農地にするわけにはいかんだろうということで、上坊所のオペレーター会に小作をさせてくださいということで話をして、現在もう約10年近くなるんですが、今管理をしています。

そして、その利益をそのオペレーター会で年に2回、研修という名の下に、飲み旅行ですけどやって、チームの意思疎通を図っておることなのですが、そういうことを対象にすると、農業委員会とか議会だけじゃなくて、町民全体を対象にした——農家ですよ。町民、農家の、町民の農家の方々を対象にした講演会なるものもしたほうがいいんじゃないかということで、先ほど同僚議員が言いました、もう少し幅を広めてというのは、私たちそういう観点からいくと、上峰町の農地を所有されている皆さん方も対象にした大規模な講演会にするべきだというふうにちょっと思ったもんですから、ここで発言をさせていただいていますが、そういうふうな一種の提案なんですけど、それに対してはどういうふうに考えられるか、お答えをいただきたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員、御質問のところでございますが、人・農地プランというふうなところの取組の中で、私たちこの予算で組んでおります、まず、各地区の農地の所有者と耕作されている方にアンケートをお取りします。アンケートの内容につきましては、これからこの農地をどうやってつくられていきますか、保全されていきますか、耕作についてどのようにお考えですかというふうな内容でございます。そういったアンケートを取って集約をしまして、そのアンケートにお答えしてくださった方々を招いてですね、そのところの中でお話しをしてこのプランを定めていくというふうな流れでございます。

このプランを定めていく中で、その会議の取りまとめ役というふうなところを農業委員の方をお願いするというふうなところで、その農業委員の方がその会議の取りまとめをするようなこうじのやり方、ファシリテーターというふうなところで、司会者のようなところの役割を担っていただきますので、そういった司会者をする、司会をするファシリテーターのこの会議のやり方について、この講師をお招きして、先進的なこのファシリテーターというふうな流れについての講師を招いてのレクチャーでございまして、各おのあのアンケートをお答えしていただいた方ですね、講師を招いてのこの——についての講演をするようなところの内容ではございませんので、こういった、この人・農地プランでここに予算計上しております講師というふうなところにつきましては、今申し上げましたアンケートをお取りしてお答えしてくださった方を招いて、普通のこういった議場でおりますような会議形式ではなくて、皆様でお話しの会、座談会を設けて、そういったところの中でプランを作成していく。その作成する流れについてですね、農業委員の方に司会、ファシリテーターをしていただいて、そのファシリテーターを担っていただきますこのやり方につきましてはの講義をしていくところでの講師謝礼金でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○町長（武廣勇平君）

今申しましたとおり、先ほど6つ掲げました問題について、これを話し合って、その結果を取りまとめた人・農地プランを作成及び更新するための取組というこの国の事業でございますので、この部分についてはですね、先ほど産業課長が申し上げましたように、講演等を開催するものではございませんが、かねてから議員がおっしゃっております、農業を抱え、農業の環境、あるいは農業が抱える課題等で非常に問題点があり、その解決方法としての講演会の提案をいただいて、この議会でもきたと思いますので、その点については、この事業では実施は難しいわけですが、その他の方策を考えていく必要はあると考えているところでございます。

○4番（吉田 豊君）

このアンケートは取るというのは、私はもう過去に2回、私の記憶でも2回はアンケートに答えた記憶があるんですよ。今後あなたは農地を維持するのにどういうふうに考えているかと。委託するとするなら誰に委託するのか。同じようなアンケートは何回取ったら実働に移るかというのを、じゃ、産業課長にお尋ねしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員、御質問のところで、アンケートにたびたびお答えしていただいているところであると私お聞き及んだところでございます。アンケートを1年、2年とか、そういったところで期間がたちましたら、また新しく取り直すというふうなところもございまして、たびたび答えていただいている、アンケートに回答していただいているところかとも思いますが、この実質化に伴いますところで、アンケートを最新のものというふうなところでですね、取っていききたいというふうなところでやっておるところでございます。

○4番（吉田 豊君）

私が言いたいのは、アンケートを取ってそれで終わりだからどうするのかてただ言いたいわけですよ。あなたが産業課長になってからでも、少なくとも1回はもうアンケートを取ったでしょう。多分あなたが課長になってからだと思いますよ、二、三年前だから。だからね、それはこれはこれでアンケートを取ってもいい、新しい情報を使う前にアンケートが必要だと言われればそうかもしれませんが、農家の皆さんも全て年は若うはないよらんとですね。どんどん年は取っていくばかいなんですよ。

私の一番最初の頃はね、アンケートの頃は、自分で守っていくということで回答をしていました。その次はもう、あと5年できるかどうか分からんような状態になってますから、いや、もう、誰か耕作をしてくれる人があれば耕作を委託したい、息子に聞いたら息子はせんて言うけんですね。誰かに委託せないかんわけですよ。委託したいということにしても、委託先も分からん、法人化もならん。だから、アンケートを取るのは結構なんですけど、アンケートを取ったばかいで、その具体的な活用で、行動に産業課今まで、少なくとも移されていないわけですね。

だから今回は、何ですか、ファシリテーターですか、農業委員さんになってもらって小間使をしてもらうということなんですけど、具体的な目標を持ってアンケートを取らんと、ただ、農業委員を対象に講師を招いて勉強をするて、それで終わっちゃ駄目なんですね。その先に目標が何があるかちゅうのをはっきり示してもらわんと、単なる金の無駄遣いじゃないかと思いますが、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員、御質問のところで、アンケートの内容につきましてはこれから先の農地の担い手というふうな内容のところをお願いするところございまして、それからの取組としましては、アンケートにお答えした方たちを交えましての座談会。で、農業委員様にファシリ

テーターをお願いしまして、その中でプランを、その作成を図っていく。これから農地をどのようなところで耕作、守っていくかというふうなところの内容になってくるところでございます。そういったところの事業の流れで、今回この人・農地プランの実質化について取り組んでいくところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

これだけに時間をかけるのはもったいないですからもう最後にしますが、さっき私が言ったでしょう、百姓しよっともどンドン年いきよっけんが、なるだけない委託したいという回答がどんどん増えてくるはずなんです。じゃ、それを解消するために、やっぱりあとは法人化するか、大規模農家を育成だけですから、目標を定めてからやってください。それお願いにして、もう答弁要りません。進んでください、時間がもったいないです。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○９番（寺崎太彦君）

すみません、説明書の16ページ、款９の消防費、項の１．消防費、目の２．消防施設費、節の12．委託料、消防格納庫移転新築設計委託料1,200千円とありますけれども、今後の新築に向けた計画等があれば教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑でございます。16ページ、９の１の２の委託料1,200千円、今後の計画はということでございますが、３月の議会の折だったと思いますが、12月やったのですかね、議会はちょっとあれなんですけど、役場の敷地内に３部の格納庫の移転をすることで答弁がなされております。それに向けた上物の設計ということで、今のところは、あくまでも上物の設計を今後やっていくと。で、移転をする時期が来たらすぐ建てれるような準備をするということで、上物の設計の費用を今回、補正で上げさせていただいているところでございます。

○９番（寺崎太彦君）

そしたら、今回が上物の実施設計か何かで、来年設計とか、そういう話ではないということですか。

○総務課長（三好浩之君）

あくまでも今年度の設計をやるということで、その時期がいつかというのはまだ明確には今のところ計画はございません。

○９番（寺崎太彦君）

なかなか委託料が上がって、具体的に目標が見えてくるのかなとちょっと期待していたんですけども、そういうことであれば、一日も早く完成するように頑張ってもらいたいと思

います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

先ほど消防格納庫の設計関係でもうちょっとお尋ねしたいと思いますが、当然、御案内のとおり3部の格納庫、3部の団員さんたちもほかの部よりか少し多めに出動してもらっているわけですね。ですから、この格納庫の希望も、今現在のやつが手狭であることは当然分かっている。じゃ、今回するときは、もう概略でいいけど、やはり2倍とはいかんけれども、1.5倍ぐらい広くはなるわけでしょう。当然、またトイレとかなんとかの整備もありましようから。その辺ちょっと、概略でいいですからお聞かせください。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま大川隆城議員からの御質疑で、その規模的なものの御質疑かと思えます。

確かに、3部の消防団員につきましては、ほかの部に比べまして団員数も多うございます。当然、施設につきましても今のものよりも若干大きめになるということは頭の中に入れたところで今後設計を進めていくということで考えております。（「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

同じところなんですが、今、総務課長からお答えをいただいている中で、私は不思議というよりも、ちょっと不満があるんですね。というのは、今、総務課長ですけど、前職は建設課長ですね。坊所南北線の改良工事もあなたが進めとるわけですね、今までは。だったらですよ、私がいつも言うように、もう少しスピードを持って仕事に当たってくださいというのは、こういうことなんです。坊所南北線と合体していくわけですから、早う移転せない、南北線は途中で止まるわけでしょうもん。もう少しスピード感を持って、少なくとも——今年が令和2年設計ですから、令和3年には建設しますよぐらい、建設課長と話ばして、回答されんとですか。もうちょっと執行部ね、スピード感を持って私は仕事を進めてもらいたいと思います。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員からの御質疑で、スピード感を持ってということですが、移転先の予定地でございます今の庁舎の敷地でございますが、病院の駐車場として借用されております。で、病院側が今現在計画されている移転がございますので、それに合わせたところでうちのほうが建築に入るという形でございますので、何分にもその時期が決まらないことにはうちのほうも建築に入れないという状況でございますので。

それに移転を合わせるにも、うちのほうが設計をしていけばすぐに建築に入れるというこ

とでの予算計上でございます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

中身は分かりました。というのは、病院の駐車場の新たな移転地として農振除外で、当時利用組合の組合長をしとったので、同意をもらいに来られましたので、農転のほうも進んでいるとは思いますが、恐らく今年度中には工事が始まると思いますので、できたらスピード感を持ってお願いします。

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○３番（原 直弘君）

予算説明書の７ページでございます。

款の２の総務費、目の５の防犯対策費の防犯灯新設取替工事の８７５千円。今回、この項目については当初予算でも８２０千円計上されてありますけど、今回８７５千円ということで、当初予算の同額以上ということで、今回計上に至った経緯をお伺いしたいと思います。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま原議員からの御質疑で、７ページ、款の２、項の１、目の５、防犯対策費の中の工事請負費８７５千円ということでございますが、こちらにつきましては、現在、県道神埼北茂安線の電柱移転の計画がされております。その電柱に共架しております防犯灯の新設及び取替えに伴う工事費の計上でございます。

当初に上げておりました防犯灯につきましては、年度計画で毎年やってるものでございますので、今回急遽、この分が計上ということで上がってきております。

以上でございます。

○３番（原 直弘君）

今回計上に至った経緯は分かりました。どうしてこういう質問をしたかということ、去年が、不用額として５００千円ぐらい落としてあったんですね。それならば当然、補正とか、こういうのを計上されてあるなら、年度末にもし不用額があるならば区長さん等に要望などを取ってですね、新たに予算がついた金額は当然執行していただきたいということで質問をいたしました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第35号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第35号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第36号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第36号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これはちょっと、今日提案がなされて6議案追加議案でございましたが、目を通させていただきますと、優秀な方を町長が任命をされているようでございます。そういったことは、本当に御苦労されたんだなという感覚でおりますが、大字別にバランスを取っていただけたらなという感じがいたしております。

大字江迎地区は、耕作面積が一番広いと思っています。農業を守るためであるとするならば、大字江迎地区からも1人ぐらいは任命できなかったんだろうかというふうに思うんですが、任命されたことをどうのこうのということじゃございませんけど、そういうことはできなかったんだろうかということをお尋ねをさせていただきたい。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問のところでございますが、農業委員会の委員の任命につきまして、農業委員の担当のエリアというものが、この農業委員に関する法律に基づきましてのところでありまして、担当の地区割りで何名選出というふうなところではなくなっておりますので、こういった形の任命といったところでエリアごとに任命するというふうなところの内容ではなくなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○町長（武廣勇平君）

確かに今、答弁もされましたように、今回、農業委員会のあり方が随分国のほうで変わり

まして、中立委員を必ず入れるということ、あるいは女性を入れるということ、また、認定農家等を必ず入れるということであったり、また、農業外の視点を取り込むということから、地区割りをベースにした考え方でないことがこういう結果になって表れておりますけれども、それでもやはり地区割りを意識した、そういう認定のされ方が必要なのではないかというふうにも思うところでございます。

この農業委員の方々が、今後、最適化推進委員を選出をされていかれる中でも、そういうふうな視点もしっかり持っていただくことができればなというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、町長答弁にあったように、地区割りということは法律が改正になっておる中で僕も承知しておりました。

ところでこれはまたお願いですが、優秀な委員さんばかりなので、やっぱり地区的に考えたときに、いろいろな問題、大字江迎地区もございまして、今後出てきます。そういったところに、今度は地区割りは恐らく、これはされないだろうと思いますよね、担当者。そうすると、大字江迎地区は誰を頼った方がいいのかなと、農業委員さんはですね。そういう問題が出てくるので、今後、農業委員さんをお願いをしなければならないかなというふうに考えております。

必ず大字江迎地区、この、動きが出てきますので、どの農業委員さんにお話をさしたらいいかというふうなことも出てきますので、そこら辺についてはまた産業課と相談をさせていただくということで御理解をしておいていただきたいというふうに思いました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第37号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第37号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第38号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第38号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第39号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第39号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第40号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第40号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第41号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第41号 上峰町農業委員会委員の任命について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、6月15日は休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、6月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦勞さまでした。

午前10時59分 散会